

今年4月は統一地方選挙

青梅市議会議員選挙は、4月23日投開票

問 選挙管理委員会事務局

選挙はわたしたちが直接政治に参加できる絶好の機会です。青梅がより一層住みよいまちとなるよう、皆さんの投票をお願いします。

○後援会活動と事前運動

市内に「○○○後援会」というような看板が見られます。候補者等（現職・立候補予定者）の後援会活動には候補者等自身の活動に対するものと同様に、制限があります。

候補者等の政治上の主義・施策を支持したり、推薦するために後援会を結成、会員の募集・会合等を行うことは差し支えありませんが、有権者から投票を得る目的で行ったものと認められるときは、事前運動禁止等の違反となります。

○気をつけてください！後援団体に関する寄附

常に禁止されている寄附

▷候補者等の後援団体による選挙区内の人に対する寄附（どのような名義でも寄附はできません）

選挙期日前90日に当たる日から選挙期日に禁止される寄附など

▷後援団体の総会、その他の集会（後援団体の結成大会を含む）、または後援団体が行う見学・旅行、その他の行事に際して、その選挙区内の人に対する供応接待、金銭、記念品、その他の物品の供与

▷候補者等による自分の後援会に対する寄附

▷後援団体の設立目的により行う行事等への寄附（花輪、供花、香典、祝儀等を贈ることは常に禁止されています）

選挙運動の制限

選挙運動は当選を目的として候補者の政見や人物を有権者に十分知らせるための運動で、自由に行うことが理想ですが、完全に自由にしてし

まうと資金に恵まれた候補者が有利となり、真に有権者の意志を代表する人々が選ばれないというおそれがあります。

そこで、公職選挙法では、誰でも平等に運動ができるよう一定の制限を加えています。選挙の種類により多少の違いや例外がありますが、次のような制限や禁止事項があります。

制限・禁止事項

▷選挙運動費用額の制限

▷事前運動と選挙当日の選挙運動の禁止

▷戸別訪問の禁止

▷講演会・連呼行為の制限

▷飲食物提供の禁止

▷文書・図画の頒布・掲示の制限

▷自動車や拡声器の使用制限

▷選挙事務関係者や公務員、18歳未満の者の選挙運動の禁止

期間 選挙期日の告示日に立候補の届出を済ませてから投票日の前日まで
※選挙後のあいさつ行為も制限されています。

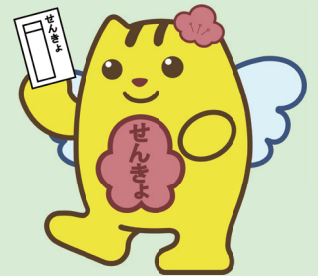
○掲示が禁止されている政治活動用ポスター

市議会議員選挙の立候補予定者の個人ポスターは、任期満了日の6か月前から掲示が禁止されています。

○選挙運動費用の公費負担

市議会議員選挙では、選挙運動に使用する選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター、ビラの作成等の費用を市が負担します。

※これらの公費負担を受けるためには、供託物が没収されないことや一定の手続きが必要です。



青梅市議会議員選挙投票事務従事者募集



業務内容 投票所での受付事務等

応募資格 次のいずれかの条件に該当する方

▷18歳～29歳の市内在住・在学・在勤者

▷選挙事務の経験等がある方

※選挙啓発のため若年層の方を優先して採用

※成木地区、沢井地区等への通勤が可能な方は優先して採用

募集人数 80人程度

勤務日時 4月22日（土）午後1時～3時、4月23日（日）午前6時30分～午後8時30分

選考方法 書類審査

申し込み 3月3日（消印）までに選挙管理委員会事務局で配布する申込書（市ホームページからダウンロード可）に応募動機等を添えて、郵送、電子メール✉ sec8010@city.ome.lg.jp または直接選挙管理委員会事務局（市役所6階）へ

青梅市議会議員選挙 立候補予定者説明会



市選挙管理委員会では、4月23日に執行される青梅市議会議員選挙の立候補予定者への説明会を行います。

立候補予定者および関係者の方は、出席してください。

日時 2月16日（木）午前10時から

会場 市役所2階204～206会議室

対象 令和5年青梅市議会議員選挙立候補予定者

※立候補できる方は、選挙期日現在において、年齢が満25歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所を有している必要があります。

定員 立候補者1人につき2人まで

ご存じですか？検察審査会

検察審査員に選ばれたらご協力を

問 立川検察審査会事務局 ☎042-845-0292、市選挙管理委員会事務局

検察審査会とは、選挙権を有する国民からくじで選ばれた検察審査員が、検察官が犯罪を犯した疑いがある者を裁判にかけなかったことが正しかったかどうかを、判断する機関です。

検察審査会制度は、検察官の仕事に民意を反映させるために設けられた制度です。

検察審査会議は、非公開で行われ、検察審査員は、自分の良心に従い公平誠実に「不起訴処分が正しかったかどうか」を判断します。

検察審査員に選ばれた方は、この制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

マイナンバーカード 申請休日臨時窓口



問 市民課マイナンバーカード担当

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末までに延長されました。ぜひ、この機会にカードを申請してください。

日時 2月12日（日）午前9時～午後3時

会場 市民課（市役所1階）

持ち物 マイナンバーカード交付申請書

※お持ちでない方は本人確認書類でも可

※カードの受取り、電子証明書の更新、暗証番号の再設定等の手続は実施しません。

※詳細は市ホームページ参照

(社福) 青梅市社会福祉事業団 臨時職員募集



問 市社会福祉事業団 ☎32-1631

職種 市自立センター嘱託支援員、臨時運転手、臨時事務職員

応募資格・職務内容等 ホームページ参照 またはお問い合わせください。

選考方法 書類選考後、面接を実施

申し込み 2月15日（必着）までに履歴書に必要事項（希望職種）を記入し、郵送〒198-0023今井5-2434-2 同事業団へ（持参も可）